

多摩産材利用開発事業募集要領

平成24年4月1日付23産労農森第878号

「多摩産材利用開発事業」に応募申請する者は、次に定める事項に基づき応募するものとする。

1 募集対象

募集の対象は、次のそれぞれに掲げる要件すべてに該当するものとする。

- (1) 多摩産材を使用した魅力的な木材製品の開発等に関するもの
- (2) 商品化・実用化を主目的とする木材の効果的な普及、販売等に関するもの
- (3) 当該年度において実施・完了することが確実であると認められるもの

但し、次のいずれかに該当するものは、応募できないものとする。

- ア 本事業を実施するにあたって、国及び都から補助・助成を受けている又は受ける見込みのあるもの
- イ 特定の事業者の利益のために行われるもの
- ウ 政治的又は宗教的活動に資すると認められるもの
- エ その他「多摩産材利用開発事業」としてふさわしくないと認められるもの

2 申請者の応募要件

東京都内に主たる事業所があり、森林組合等協同組合、林業者・木材関連業者等で組織する団体、又は民間企業等で組織され、多摩産材を利用する法人であり、多摩産材の需要拡大に繋がる製品等の開発や普及に取り組む法人とする。

但し、これらの団体は、次に掲げるすべての要件を具備しているものとする。

- (1) 民間企業等で組織される法人においては、複数の企業等で構成されていること
- (2) 規約等により事業実施や管理運営等に必要な体制が整備されていると認められること

3 補助対象経費

補助対象となる経費は、事業実施に必要な最小限の経費とする。

対象経費	内 訳	備 考
利用開発活動 に要する経費	調査・企画費	活動に要する最小限の額
	材料費	〃
	委託費	〃
	広告費、通信運搬費	〃
	謝金	〃
	その他	別途協議のこと

4 事業費及び補助金額

事業費は、1件当たり10万円以上とする。補助金額は、補助対象経費の2分の1以内とする。ただし、上限を150万円とし、それを超える場合は、超えた額を自己負担とする。

5 事業の実施期間

事業着手報告書の提出日から、事業完了報告書の提出日までとする。

6 応募方法

次の応募書類を応募先まで郵送又は持参すること。

(1) 応募書類

提出部数は、6部とする。

なお、追加資料を求められた場合は、それに応じるものとする。

ア 多摩産材利用開発事業応募申請書（様式1、様式2、様式3）

イ 企画書（利用開発方法、期間、イベント開催の意図等が分かるもの）

ウ 位置図（製品開発の実施予定箇所、実証試験箇所等を記入したもの）

エ 設計図（立面図、平面図等製品の規模が分かるもの）

オ 完成後の製品等のイメージ図（デザインの特徴等を記載したもの）

カ 積算内訳書若しくは見積書

(2) 応募先

東京都農林水産部森林課に提出する。

7 補助対象事業の選定及び通知

外部専門家等で構成される選定委員会において、応募申請書等に基づき審査し、補助対象事業を選定する。また、その結果は応募したすべての申請者に通知する。

なお、事業効果を発揮させるために、選定した事業に修正を加え、又は条件を付すことがある。

8 その他

補助金の交付等に係る細部事項は、知事が別に定める。

また、利用開発後の製品及び普及PR活動等の写真をホームページやパンフレット等を使用することに同意するものとする。